

自己評価実施要項

分野別教育評価「法学系」

(平成13年度着手分)

平成14年1月

大学評価・学位授与機構

はじめに

この自己評価実施要項は、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」において、大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は、序章、第1章、第2章、第3章からなり、「序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針」では、各大学で自己評価を行うに当たって、平成13年度に着手する大学評価の基本的な枠組を理解していただくため、別途機構で作成している実施要綱（『平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものを記載しています。「第1章 分野別教育評価「法学系」の対象及び内容等」では、機構が行う本評価の基本的な内容等を解説しています。

「第2章 分野別教育評価「法学系」の自己評価の方法等」及び「第3章 自己評価書等の作成及び提出方法」では、各大学が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

なお、機構では、機構の評価担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が評価に当たって用いる手引書（『評価実施手引書』）を併せて作成しています。

各大学においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに -----

序 章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	1
2 目的及び目標に即した評価	2
3 自己評価に基づく評価	3
4 意見の申立て	3
5 評価システムの改善	3
区分ごとの評価の対象	3
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6

第1章 分野別教育評価「法学系」の対象及び内容等

対象組織	7
実施時期	7
評価の対象となる活動	7
評価の内容	8
1 評価項目の内容	8
2 「特記事項」についての所見	10

第2章 分野別教育評価「法学系」の自己評価の方法等

教育目的及び目標の設定	12
1 教育目的及び目標の設定の意義	12
2 教育目的及び目標の設定に当たっての視点	12
3 教育目的及び目標の記述に当たっての留意事項	13
教育目的及び目標の事前調査	14
評価項目ごとの自己評価	14
1 項目ごとの評価のプロセスと要素	14
2 評価の観点の設定	16
3 観点ごとの自己評価	16
4 評価項目ごとの水準の判断	17
5 「特に優れた点及び改善点等」の判断	17

第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

	教育目的及び目標に関する事前調査回答の作成及び提出方法	18
	自己評価書の構成	18
	自己評価書の作成方法	18
1	対象組織の現況及び特徴	18
2	教育目的及び目標	19
3	評価項目ごとの自己評価結果	19
4	特記事項	20
	自己評価書の提出方法	21
別紙 1	自己評価書様式	23
別紙 2	平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧	31
別紙 3	平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施に係る スケジュール	33
別紙 4	水準を分かりやすく示す記述法	35
参考資料 1	評価の観点例及び根拠となるデータ等例	37
参考資料 2	評価報告書イメージ	47

序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成13年度に着手する大学評価の全体の基本的・共通的事柄について記載したものです。内容は、機構で別途作成しました「平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の第1章と同じものです。

評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしています。

機構の実施する評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、次のことを目的にしています。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てること。

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動を、次の3区分により多面的に評価します。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な課題に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、対象機関(組織)における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

また、大学等から提出された「特記事項」(今後の展望など)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を付します。

(3) 評価の手法としては、対象機関から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査の方法を用いるとともに、評価区分に応じてヒアリングまたは訪問調査を行います。

平成13年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学に求める形で実施します。

(4) 平成13年度に着手する評価の区分ごとの評価手法及び評価項目は、下表のとおりです。

評価区分	評価手法	評価項目
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング	【教養教育】 (1)実施体制 (2)教育課程の編成 (3)教育方法 (4)教育の効果 ----- 【研究活動面における社会との連携及び協力】 (1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 (2)取組の実績と効果 (3)改善のための取組
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング (工学系は、書面調査及び訪問調査)	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会（社会・経済・文化）的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム

2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の

基本的な性格，当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また，「目標」とは，「目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指します。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は，大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものです。この目的を，透明性と公平性を確保しつつ，実効あるものとして実現していくためには，機構の示す評価の枠組みに基づき，対象機関（組織）が自ら評価を行うことが重要です。

このため，機構が実施する評価は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，対象機関（組織）が行う自己評価の結果（自己評価書として提出され，自己評価結果の根拠となる資料・データを含みます。）を分析し，その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の実施する評価においては，評価のプロセスにおいて透明性を確保するほか，評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに，広く社会に公表されるものであることから，当該結果の正確性を確保し，確定する必要があります。

このため，機構は，国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ，評価結果を確定する前に，評価結果を対象機関に通知し，これに対する意見の申立ての機会を設け，申立てがあった場合には，再度審議を行った上で，最終的な評価結果を確定します。また，申立ての内容とそれへの対応は，評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は，平成14年度までは必要な態勢を整えるための段階的实施期間として，対象分野や対象機関数を絞って実施し，平成15年度から本格的に実施することとしています。

機構は，この段階的实施期間における評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向等を踏まえつつ，常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えています。このため，組織・運営面も含め，大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう，その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは，教育活動や研究活動のみならず，全学的な大学運営や社会貢献活動など，大学等の諸活動の多様な側面について，個別の学部や研究科等の課題にとどまらない，大学等の全学的（全機関的）な課題とします。各年度に着手するテーマにつ

いては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。

平成13年度に着手する全学テーマ別評価は、平成12年度着手継続分の「教養教育」及び「研究活動面における社会との連携及び協力」の2つのテーマについて実施します。

- (2) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については、段階的实施期間において9分野を実施することとしており、平成13年度に着手する評価は、「法学系」、「教育学系」、「工学系」の3つの学問分野を対象として実施します。

評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**を設置します。この委員会の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関（組織）が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては、専門委員会の委員（及び評価員）による**評価チーム**を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**を設置します。

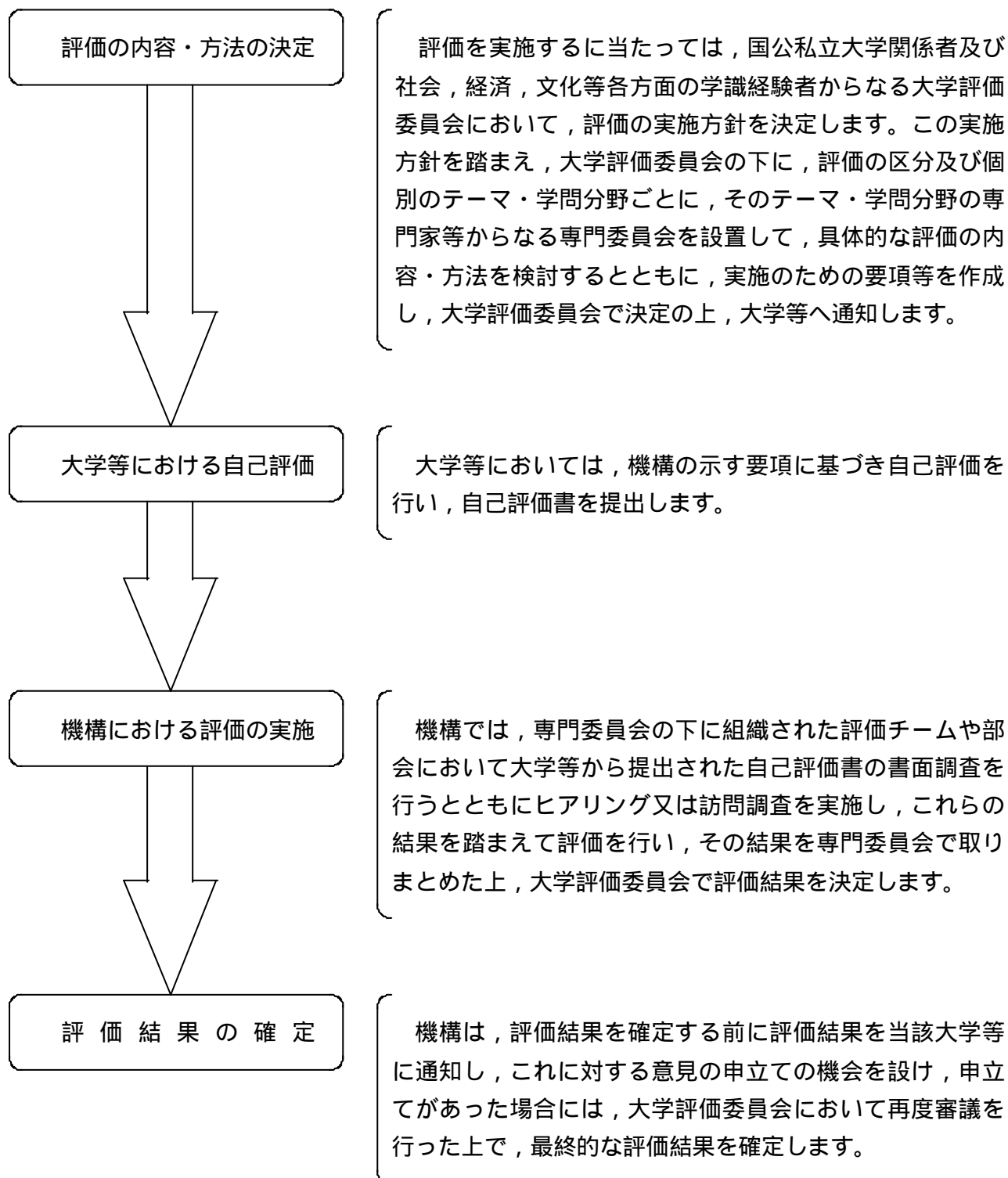
- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員が評価を行います。

評価のプロセス

(1) 機構が行う評価は、国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関（組織）について実施します。

評価のプロセスは、以下のとおりです。



- (2) 平成13年度着手の評価は段階的实施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックします。

ただし、全学テーマ別評価「教養教育」については、すでに実状調査を実施しましたので、この事前調査は行いません。

評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、評価項目ごとの評価結果及びそれらを要約した評価結果の概要並びに特記事項についての所見によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

- (2) 確定した評価結果は、対象機関（組織）の現況、目的及び目標とともに評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報などの不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、評価対象機関から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該機関と協議の上、取扱いを決定します。

第1章 分野別教育評価「法学系」の対象及び内容等

本章は、機構が平成13年度に着手する大学評価（分野別教育評価「法学系」）について、機構が行う評価の対象及び内容等について記載したものであり、「対象組織」、「実施時期」、「評価の対象となる活動」及び「評価の内容」から構成されています。

対象組織

国立大学の法学系学部、研究科のうち、設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科を対象とし、学部、研究科を単位として実施します。

（別紙2「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照）

実施時期

平成14年	1月	対象組織への自己評価実施要項の通知
平成14年	2月	説明会の実施
平成14年	4月末	対象組織から教育目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年	6月	事前調査結果の対象組織へのフィードバック
平成14年	7月末	対象組織から自己評価書の提出
平成14年	8月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成15年	1月	評価結果を確定する前に当該対象組織に通知
平成15年	2月	対象組織から意見の申立て
平成15年	3月	評価結果の確定、公表

（注） 評価全体のスケジュールは、別紙3「平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施に係るスケジュール」に示すとおりです。

評価の対象となる活動

対象組織において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されています。しかし、平成13年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するわけではなく、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象に行います。

ただし、教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と、それ以外の諸活動を併せて評価する必要がある場合は、それに沿った評価を行います。

評価の内容

分野別教育評価「法学系」は、教育活動の活性化や教育の質的向上・改善などに向けた取組などについて、対象組織の教育目的及び目標に即して、次に掲げる評価項目ごとに評価を行います。また、対象組織から提出された「特記事項」についての機構の所見を付します。

これらの評価項目及びその内容は、基本的には学部、研究科の共通としていますが、それぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なりますので、評価に際しては、学部、研究科それぞれに適切な観点を設定して評価を行います。

なお、学科（課程）・専攻等ごとに独自に教育目標を設定し、教育活動等が行われている場合は、当該学科（課程）・専攻等における取組や活動等の状況を明らかにした上で、学部、研究科の教育目的及び目標に照らし、総体的に判断して評価を行います。

さらに、これらの取組（活動）を行う上で必要となる学習環境（施設・設備）については、教育目的及び目標の実現に向けて、それが適切に整備され、活用されているかの視点から、「教育内容面での取組」や「教育方法及び成績評価面での取組」など関係する評価項目において評価を行います。

- (1) 教育の実施体制
- (2) 教育内容面での取組
- (3) 教育方法及び成績評価面での取組
- (4) 教育の達成状況
- (5) 学習に対する支援
- (6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

1 評価項目の内容

(1) 教育の実施体制

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要です。

この項目では、教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備されているか、教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているか、について評価します。

(2) 教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導

を含む)の内容が、それらを十分に実現できるものであるかについて評価します。

また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備されているかについても評価します。

(3) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習(研究)指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であるかについて評価します。また、授業形態、学習(研究)指導法等の教育方法に沿って施設・設備が適切に活用されているかについても評価します。

(4) 教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要です。

この項目では、単位取得、進級、卒業(修了)及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業(修了)後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価します。

(5) 学習に対する支援

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行うことが必要です。

この項目では、設定された教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や環境(施設・設備)が整えられ、効果的に活用されているかについて評価します。

(6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

各学部、研究科においては、組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに、その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築することが必要です。

この項目では、教育の実施状況や問題点を的確に把握し、学部、研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、また、これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され、それが機能しているかについて評価します。

2 「特記事項」についての所見

対象組織から提出された「特記事項」(教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望等)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述します。

第2章 分野別教育評価「法学系」の自己評価の方法等

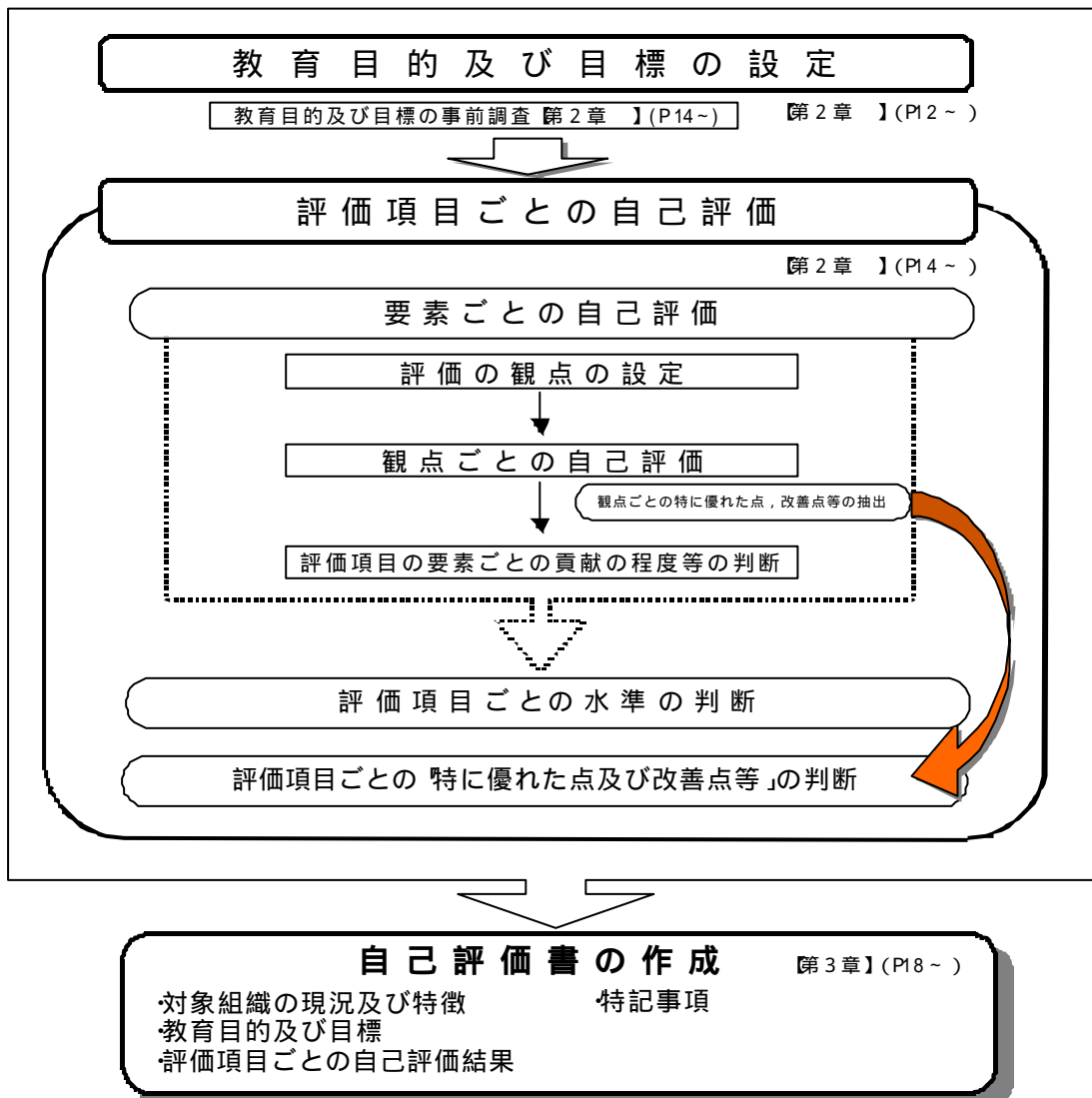
本章は、機構の評価の一環として対象組織が行う自己評価の具体的方法等について記載したものであり、「教育目的及び目標の設定」、「教育目的及び目標の事前調査」及び「評価項目ごとの自己評価」から構成されています。また、次章においては、対象組織が行う自己評価書等の作成方法等を記載してあります。

なお、評価は、学部、研究科それぞれを単位として実施しますので、自己評価は、それぞれ行うことになります。

機構が行う評価においては、対象組織が設定する目的及び目標とともに、対象組織が行う自己評価の結果が重要な位置を占めることになります。

対象組織においては、教育目的及び目標の設定を適切に行い、その目的及び目標に即した自己評価を評価項目ごとに実施してください。

自己評価のプロセス



教育目的及び目標の設定

1 教育目的及び目標の設定の意義

機構の実施する評価は、序章の「2 目的及び目標に即した評価」に既述したとおり、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行います。

このことを教育評価に即していえば、対象組織の教育活動等の取組が、教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか、また教育活動等の成果が教育目的及び目標をどの程度達成しているのかの視点から評価を行うことを意味します。したがって、教育目的及び目標は、このような評価を行う上での基準となる重要なものであり、それらを基準として適正な評価を行い得るよう明確かつ具体的に示される必要があります。

2 教育目的及び目標の設定に当たっての視点

「教育目的」とは、教育活動等を実施する全体的な意図を、「教育目標」とは、「教育目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題をいいます。

これまでに対象組織で現実に設定している教育目的及び目標は、必ずしも自己点検・評価や外部評価などの評価の基準とすることを意図している訳ではないので、一般的かつ抽象的なものになっている場合があります。この場合には、現に設定している教育目的及び目標や、既に行ってきた教育活動等の意図や課題を踏まえつつ、機構の評価の枠組みにおける教育目的及び目標として、改めて整理の上、明確かつ具体的なものに記述し直す必要があります。

なお、その際には、次の視点を考慮するようにしてください。

(1) 内的諸条件等の視点

対象組織における内的諸条件等を考慮した教育目的及び目標の設定を行う視点から、対象組織の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等の諸要素を踏まえたものにする必要があります。なお、この趣旨は、これらの要素自体を記述することにあるのではなく、それらを考慮することにより、教育目的及び目標に明確性や具体性を持たせることができることにありますので、留意してください。

(2) 社会的要請等の視点

大学に対する様々な社会的要請等を考慮した教育目的及び目標の設定を行う視点から、対象組織における教育活動等が、例えば、いかなる学問的、社会的ニーズを満たすことになるのか、また国際的視点や地域社会における役割、大学改革の方向性・国内外の大学の動向等の関係でどのような意味を持っているのかなどについて示す必要があります。

(3) 目的及び目標の性格の視点

評価項目単位に教育目的及び目標に即した適切な評価を実施する視点から，教育目的及び目標の記述に当たっては，それらの性格上の分類を考慮する必要があります。即ち，当該性格上の分類は，必ずしも明確に分けられない場合もありますが，教育活動等を実施するために必要な組織編成及び人的・物的資源などを示すインプットのなもの，また教育活動等をどのような教育課程と教育環境やサービスを提供することにより実現していくのかを示すプロセス的なもの，さらに教育活動等のプロセスの成果についての期待や達成内容を示す成果（アウトカム）的な性格のものに分類できます。

他方，評価項目は，主として「教育の実施体制」，「教育内容面での取組」，「教育方法及び成績評価面での取組」，「学習に対する支援」及び「教育の質の向上及び改善のためのシステム」がインプットの又はプロセス的性格のもの，「教育の達成状況」がアウトカムの性格のものといえますので，教育目的及び目標を示すに当たっては，これらの評価項目において何を評価するかを示す「要素」との関連を意識した上で行う必要があります。

(4) 目的と目標との対応関係の視点

教育目的及び目標は，上記のことを考慮しつつ，明確かつ具体的に設定する必要があります。その際，教育目的は，教育活動等を実施する全体的な意図を意味しますので，一般的には，学生受入の基本的な方針，提供する教育内容及び方法の基本的な性格，養成しようとしている人材像などの期待している教育成果並びに学習支援の基本的な方針などを示す必要があります。

また，教育目標は，教育目的を達成するための具体的課題を意味しますので，教育目的として掲げられた項目に対応させつつ，その意図を達成するための具体的課題を当該項目ごとに数項目以上にわたって，明確かつ具体的に示す必要があります。

3 教育目的及び目標の記述に当たっての留意事項

機構の評価の一環として，対象組織が設定する教育目的及び目標の記述に際しては，上記2の視点を考慮しつつ，次のことに留意してください。

(1) 活動ではなく意図や課題の記述

教育目的及び目標は，例えば，「・・・を実施している。」，「・・・を実施してきた。」などのように教育活動等そのものだけを記述するのではなく，教育目的は当該活動等で目指している意図を，教育目標は教育目的で示された意図を実現するための具体的な課題を記述するようにしてください。

(2) 将来ではなく現在の活動の意図や課題の記述

教育目的及び目標は，例えば，「今後・・・したい。」，「・・・が今後の目標である。」などのようにまだ行っていない将来の教育活動等の教育目的及び目標を記述するものではありません。

りません。今後の教育目的及び目標の実現に向けて、現在の教育活動等が実施されていることもあり得ますが、その場合には、今後の教育目的及び目標としてではなく、教育目的については現在実施している教育活動等の意図として、教育目標については教育目的を実現するための具体的課題として記述してください。

なお、現在実施している教育活動等は、原則として過去5年間の状況を分析して把握することができますので、この期間における教育活動等を基に教育目的及び目標を整理することができます。

(3) 学科(課程)・専攻等ごとで独自の目的及び目標がある場合の記述

教育目的及び目標は、学部や研究科に共通のものだけではなく、学科(課程)・専攻等ごとに独自のものがある場合には、先ず共通なものを記述した上で、学科(課程)・専攻等ごとに独自の目的及び目標を記述してください。

(4) 箇条書き等簡潔な記述

教育目的及び目標の記述に当たっては、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするようにしてください。なお、字数は目的と目標を合わせて2,000字以内にしてください。

教育目的及び目標の事前調査

この評価は、段階的实施期間中に行われるものであることから、自己評価書の提出に先立ち各対象組織における明確かつ具体的な教育目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる教育目的及び目標について事前調査を実施します。教育目的及び目標の事前調査については、平成14年4月末日までに機構へ提出してください。

機構においては、各対象組織から提出のあった事前調査に関し明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果の全般的な傾向や特徴を6月に各対象組織にフィードバックしますので、対象組織の自己評価書の教育目的及び目標の明確かつ具体的な記述の参考としてください。

なお、事前調査の具体的な提出方法については、第3章 以降を参照してください。

評価項目ごとの自己評価

1 項目ごとの評価のプロセスと要素

自己評価は、第1章の「 評価の内容」で示された次の評価項目について、当該項目に示した「要素」ごとに、教育目的及び目標に照らして行ってください。評価は、「評価の観点の

設定」、「観点ごとの自己評価」、「評価項目ごとの水準の判断」の流れで実施することになります。

なお、評価項目ごとに示されている「要素」は、当該評価項目で何を評価するのかを示したものです。

(1) 教育の実施体制

【要素1】 教育実施組織の整備に関する取組状況

【要素2】 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

【要素3】 学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

(2) 教育内容面での取組

【要素1】 教育課程の編成に関する取組状況

【要素2】 授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

【要素3】 施設・設備の整備に関する取組状況

(3) 教育方法及び成績評価面での取組

【要素1】 授業形態，学習（研究）指導法等の教育方法に関する取組状況

【要素2】 成績評価法に関する取組状況

【要素3】 施設・設備の活用に関する取組状況

(4) 教育の達成状況

【要素1】 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

【要素2】 進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断した達成状況

(5) 学習に対する支援

【要素1】 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

【要素2】 学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

(6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【要素1】 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

【要素2】 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

2 評価の観点の設定

(1) 各評価項目の自己評価を実施する際には、様々な観点から実施する必要があります。このため、各評価項目について、上記に掲げた「評価項目の要素」ごとに、評価の観点を適切に設定してください。

(2) 評価の観点は、設定された教育目的及び目標に沿い、各対象組織において適切に設定してください。その際、次の点に留意してください。

「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目は、主としてインプットの又はプロセス的目標について適切に取り組みられたかを、また、アウトカムの目標についてもその実現のための取組が行われている場合にはその貢献度を、それぞれ自己評価することになりますので、観点設定に当たって留意してください。

「教育の達成状況」の評価項目は、アウトカムの目標に係る達成度を自己評価することになりますので、観点設定に当たって留意してください。

「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目は、これに関係するインプットの又はプロセス的目標について適切に取り組みられたかを自己評価することになりますので、観点設定に当たって留意してください。

(3) 評価の観点を設定する際の参考までに、機構の評価担当者が使用する「評価実施手引書」に記載されている評価の観点例を参考資料1として添付してあります。ただし、この参考資料の利用に当たっては、記載されている観点例が、各評価項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示ですので、各対象組織においては、これらの観点のすべてを用いる必要はなく、また、これら以外の観点を設定できることに留意してください。

3 観点ごとの自己評価

(1) 各評価項目の自己評価は、「評価項目の要素」ごとに設定した観点を単位に、現在の教育活動等が、教育目的及び目標を実現する上で、十分に成果を上げているのか、おおむね成果を上げているのか、あまり成果を上げていないのかを、根拠となるデータ等で確認しつつ、分析を行ってください。

また、これらの分析の際に、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠となるデータ等で確認しつつ抽出しておいてください。

(2) 現在の教育活動等の状況は、これまでの状況の分析を通じて自己評価を行ってください。この状況の分析は、原則として過去5年間を対象としますが、取組や活動の内容等によっては、過去5年間よりもさらに遡る必要が生じたり、5年間よりも短い状況分析でよい場

合があり得ますので、それぞれの状況に応じて適切に判断してください。

- (3) 学部，研究科の自己評価は，一般的には，先ず学科（課程）・専攻等ごとに自己評価を実施することになります。この場合，学部，研究科の自己評価は，当該結果を踏まえ，当該学科（課程）・専攻等におけるこれらの取組や活動等の状況を明らかにした上で，学部，研究科の教育目的及び目標に照らし，総体的に判断して行うようにしてください。
- (4) 教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として，「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と，それ以外の諸活動を併せて自己評価する必要がある場合は，その関連について明らかにした上で自己評価を行ってください。

4 評価項目ごとの水準の判断

- (1) 評価項目ごとの水準は，まず「評価項目の要素」ごとに，前述の「3 観点ごとの自己評価」で得られた結果から見て，教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を判断してください。

その際，「教育の実施体制」，「教育内容面での取組」，「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目については，十分に貢献しているのか，おおむね貢献しているのか，かなり貢献しているのか，ある程度貢献しているのか，ほとんど貢献していないのか，の区分により判断してください。

また，「教育の達成状況」及び「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については，上記「貢献」を，前者については「達成」，後者については「機能」とそれぞれ読み替えて，上記と同様の区分により，達成の程度又は機能の程度として判断してください。

- (2) 次に，上記(1)で判断した「評価項目の要素」ごとの貢献の程度等と「観点ごとの自己評価」で用いた観点の重みなどを総合的に判断して，別紙4「水準を分かりやすく示す記述法」を参考に，評価項目ごとの水準を導き出してください。

5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

前記「3 観点ごとの自己評価」の(1)で抽出した事項の中から，教育目的及び目標に照らし，評価項目全体から見て，特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等として判断してください。

第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

本章は、機構の評価の一環として対象組織が行う自己評価書等の作成及び提出方法について記載したものであり、「教育目的及び目標に関する事前調査回答の作成及び提出方法」、「自己評価書の構成」、「自己評価書の作成方法」及び「自己評価書の提出方法」から構成されています。

評価は、学部、研究科をそれぞれ単位として実施しますので、自己評価書等の作成は、それぞれ行うことになります。

教育目的及び目標に関する事前調査回答の作成及び提出方法

本調査は、対象組織の明確かつ具体的な教育目的及び目標の設定に役立てることを目的として実施しますので、第2章の「教育目的及び目標の設定」で示した内容を踏まえて設定した教育目的及び目標を、本章の2に示す要領によって作成してください。また、教育目的及び目標の設定に当たって特記すべき事柄がある場合は、別葉で作成（様式任意）してください。

なお、提出は、後記「自己評価書の提出方法」の1によってください。

自己評価書の構成

自己評価書は、次に掲げる事項により構成されていますので、別紙1「自己評価書様式」を参照の上、対象組織ごとに作成してください。

- 1 対象組織の現況及び特徴
- 2 教育目的及び目標
- 3 評価項目ごとの自己評価結果
- 4 特記事項

自己評価書の作成方法

1 対象組織の現況及び特徴

(1) この「対象組織の現況及び特徴」は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書におおむね原文のまま掲載し、対象組織の現況及び特徴を社会に分かりやすく紹介するためのものです。

(2) この趣旨を踏まえ、この項目は、対象組織の「現況」及び「特徴」の2項目で構成し、簡潔に2,000字以内で記述してください。

- (3) 「現況」は、次の内容について記述してください。
- 機関名
 - 学部又は研究科名
 - 所在地
 - 学科（課程）又は専攻の構成
 - 学部又は研究科の学生数及び教員数（教員数は、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、助教授、講師、助手）の現員）
- (4) 「特徴」については、対象組織の沿革・理念を踏まえ、また設定した教育目的及び目標の背景となる考え方も含め、対象組織の特徴が表れるように記述してください。
- (5) 記述内容は、平成14年5月1日現在で記述してください。

2 教育目的及び目標

- (1) この項目は、第2章の「教育目的及び目標の設定」を踏まえ、対象組織における教育目的及び目標を簡潔に2,000字以内で記述してください。なお、その際、項立てしたり、箇条書きにするなど分かりやすく記述してください。
- (2) 記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し、公表します。
- (3) 教育目的及び目標が、明確かつ具体的に記述されていない場合は、評価を行うことができませんので、再提出を求めます。

3 評価項目ごとの自己評価結果

- (1) この項目は、次の評価項目ごとに、第2章の「評価項目ごとの自己評価」により行った「自己評価結果」をそれぞれ3,000～6,000字程度で記述してください。ただし、根拠となるデータ等は、字数制限外とします。なお、規模の大きい対象組織などで、この字数制限によれない場合は、別途ご相談ください。
- 教育の実施体制
 - 教育内容面での取組
 - 教育方法及び成績評価面での取組
 - 教育の達成状況
 - 学習に対する支援
 - 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(2) 評価項目ごとの「自己評価結果」の記述構成は、次のようにしてください。

「自己評価結果」は、「要素ごとの評価」、「評価項目の水準」及び「特に優れた点及び改善点等」の3項目で構成してください。

「要素ごとの評価」は、第2章の の1に示した「要素」単位に、次のとおり「観点ごとの評価結果」と「要素の貢献の程度」等で記述してください。

1)「観点ごとの評価結果」は、第2章の の「3 観点ごとの自己評価」の(1)で得られた分析結果を、教育活動等の状況とともに、根拠を示した上で記述してください。

その際、その観点から見て、十分に成果を上げているのか、おおむね成果を上げているのか、あまり成果を上げていないのか、が分かる表現で記述してください。

2)「要素の貢献の程度」等は、第2章の の「4 評価項目ごとの水準の判断」の(1)で判断した要素の貢献の程度等を記述してください。

「評価項目の水準」は、第2章の の「4 評価項目ごとの水準の判断」の(2)で導き出した水準を別紙4「水準を分かりやすく示す記述法」の表現を用いて記述してください。

「特に優れた点及び改善点等」は、第2章の の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」で特に重要と判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠を示しつつ記述してください。

(3) 「観点ごとの評価結果」及び「特に優れた点及び改善点等」を記述する際の根拠の裏付けとなるデータ等の示し方は、次のようにしてください。

根拠の裏付けとなるデータ等は、全て本文中に当該評価結果や特に優れた点及び改善点等として抽出した事項との関係が容易に確認できる位置に記載(コピーの貼り付け、差込でも可。資料別添の方式はとらない。)するようにしてください(別紙1の記述例を参照)。その場合、本文中のデータ等には、その名称や出典を必ず明示するようにしてください。

根拠データ等は、対象組織で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分なども活用してください。

機構の評価に当たり、本文中に記載された根拠となるデータ等が不足していると判断した場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

本文中に根拠の裏付けとなるデータ等の貼り付け等が困難な場合は、機構に相談してください。

4 特記事項

(1) 「特記事項」は、対象組織において、自己評価を実施した結果を踏まえて、教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望(例えば、法科大学院(仮称)構想への取組等)について、特記する事項があれば任意に記述してください。

- (2) 「特記事項」は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し、機構が評価の結果から見た所見を付して公表しますので、簡潔に1,000字以内で記述してください。

自己評価書の提出方法

- 1 自己評価書は、A4縦型の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上には対象組織名を記入の上、電子媒体とともに書面で1部提出してください。
なお、電子媒体の作成に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 電子媒体は、3.5インチFD(2HD型,Windows 1.44MBフォーマット)又はCD-ROM(Joliet又はRomeoフォーマット)で提出してください。
 - (2) 自己評価書の様式については、機構が指定するファイル(一太郎版及びMS-Word版を用意しています。)を機構ホームページからダウンロードして使用してください。なお、指定した形式により作成できない場合は、ご相談ください。
 - (3) 電子媒体には、対象組織名を記入するとともに、「分野別教育評価「法学系」」と記入してください。
 - (4) 電子媒体で提出する自己評価書データについては、次の点に注意してください。
 - 外字は使用しないでください。
 - 漢字コードは、原則としてJIS第1,第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
 - (例) 付き数字,ローマ数字,単位記号,省略文字,囲み数字など
 - 人名などでJIS第1,第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。
- 2 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- 3 評価報告書に掲載される事項で、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

分野別教育評価自己評価書

「 法 学 系 」

(平成13年度着手分)

大学 学部

(大学院 学研究科)

自己評価書は、A4縦の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上に大学名等を記入してください。

なお、作成にあたっては、機構が指定する様式ファイル(一太郎版又はMS-Word版)を機構ホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)からダウンロードして使用してください。

平成 1 4 年 月

大 学

参 考 イ メ ー ジ

分野別教育評価自己評価書
「法学系」
(平成13年度着手分)

大学 学部
(大学院 研究科)

平成14年 月
大 学

大学法学部

対象組織の現況及特徴

1 現況	2 特徴
(1) 機関名
(2) 学部・(研究科)名
(3) 所在地
(4) 学科(課程)・専攻構成
.....
(5) 学生数及び教員数
.....
.....

1

大学法学部

教育目的及び目標

1 教育目的	
(1)
.....
(2)
.....
2 教育目標	
(1)
.....
(2)
.....

2

大学法学部

評価項目ごとの自己評価結果

1 教育の実施体制

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 教育実施組織の整備に関する取組状況
観点ごとの評価結果

要素1の貢献の程度

(要素)

.....

-3-

大学法学部

2 教育内容面での取組

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 教育課程の編制に関する取組状況
観点ごとの評価結果

要素1の貢献の程度

(要素)

.....

大学法学部

3 教育方法及び評価面での取組

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 授業形態、学習(研究)指導法等の教育
方法に関する取組状況
観点ごとの評価結果

要素1の貢献の程度

(要素)

.....

大学法学部

4 教育の達成状況

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 学生が身に付けた学力や育成された資
質・能力の状況から判断した達成状況
観点ごとの評価結果

要素1の達成の程度

(要素)

.....

大学法学部

5 学習に対する支援

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 学習に対する支援体制の整備・活用
に関する取組状況
観点ごとの評価結果

要素1の貢献の程度

(要素)

.....

大学法学部

6 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 組織としての教育活動及び個々の教
員の教育活動を評価する体制
観点ごとの評価結果

要素1の機能の程度

(要素)

.....

大学法学部

特記事項

.....

空
白

.....

注) は、評価報告書に原文のまま転載します。

対象組織の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 機関名 大学	本学は.....
(2) 学部・(研究科) 名 学部 (研究科)
(3) 所在地 県 市.....
(4) 学科 (課程) ・(専攻) 構成 学科 (課程) ,(専攻) 学科 (課程) ,(専攻)
(5) 学生数及び教員数 学生数 名 教員数 名

教育目的及び目標

1 教育目的

(1)
.....
.....

(2)
.....
.....

(学科(課程)・専攻ごとの独自の教育目的)
.....
.....
.....

(学科(課程)・専攻ごとの独自の教育目標)

2 教育目標

(1)
.....
.....
.....
.....
.....

(2)
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

評価項目ごとの自己評価結果

1 教育の実施体制

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 教育実施組織の整備に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点A：
.
.
.
.

ここでは、「評価項目の要素」で設定した観点ごとに、現在の個々の活動や取組全体の状況について記述するとともに、それらが教育目的及び目標を実現する上で、十分に成果を上げているのか、おおむね成果を上げているのか、あまり成果を上げていないのか、が分かる表現を用いて根拠を示しつつ記述してください。

.
.

「(データ名)」

根拠の裏付けとなるデータ等

(出典)

観点B：
.
.
.
.
.
.
.

「(データ名)」

(出典)

.
.
.
.
.

要素1の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から、教育実施組織の整備に関する取組状況は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(要素2) 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点C：
.
.

要素2の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から，教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況は，教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(要素3) 学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点D：
:
:

要素3の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から，学生受入方針(アドミッション・ポリシー)に関する取組状況は，教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(2) 評価項目の水準

以上の自己評価結果を総合的に判断して，教育の実施体制は，教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

(3) 特に優れた点及び改善点等

...の取組は，.....
.....の根拠から.....特色ある取組である。
...の取組は，.....の根拠から.....改善を要する。
:
:

ここでは，観点ごとの分析を行った際に抽出しておいた事項の中から，教育目的及び目標に照らし，評価項目全体から見て，特に重要であると判断した特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等について，その根拠を示しつつ記述してください。

他の評価項目(「教育内容面での取組」「教育方法及び成績評価面での取組」「教育の達成状況」「学習に対する支援」「教育の質の向上及び改善のためのシステム」)についても同様とする。

別紙 2

平成 13 年度着手の評価対象機関・組織一覧
(分野別教育評価「法学系」)

対 象 機 関 等 名		
東北大学	法学部 法学研究科	法学科 綜合法制専攻 公共法政策専攻 トランスナショナル法政策専攻
東京大学	法学部 法学政治学研究科	第一類（私法コース） 第二類（公法コース） 第三類（政治コース） 公法専攻 民刑事法専攻 基礎法学専攻 政治専攻
新潟大学	法学部 法学研究科	法学科 法政コミュニケーション学科 法学専攻 法政コミュニケーション専攻
金沢大学	法学部 法学研究科	法学科 公共システム学科 法律学専攻 公共システム専攻
神戸大学	法学部 法学研究科	法律学科 経済関係法専攻 公共関係法専攻 政治社会科学専攻
香川大学	法学部 法学研究科	法学科 法律学専攻

別紙 3

平成 13 年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施に係るスケジュール

13 年度		14 年度	
	機 構		機 構
		対 象 組 織	対 象 組 織
4 月	大学評価委員会		大学における 自己評価 教育目的及び目標に関する事前調査回答期限
5 月	大学評価委員会 大学等へ専門委員等推薦依頼		←
6 月	⇒		調査結果の大学へのフィードバック ⇒
7 月			↓ ← 大学からの書類提出期限
8 月	大学評価委員会 専門委員等選考		8 月 ↓ 専門委員会 評価チーム 書面調査
9 月	専門委員会設置		9 月 ↓
10 月	評価内容・方法・様式、 自己評価実施要項等 検討		10 月 ↓ 訪問調査
11 月			11 月 ↓ 評価報告書原案作成
12 月			12 月 ↓
1 月	大学評価委員会 大学へ自己評価実施要項等通知 ⇒		1 月 ↓ 大学評価委員会 大学へ評価結果通知 ⇒
2 月	説明会 ⇒		2 月 ← 大学からの意見の申立て
3 月		大学における 自己評価	3 月 ↓ 大学評価委員会 評価結果公表 ⇒

別紙 4

水準を分かりやすく示す記述法

この記述は、「評価項目の水準」を記載する際に、参考として用いてください。

1) 教育の実施体制

教育目的及び目標に沿った教育実施組織の整備，教育目的及び目標の趣旨の周知・公表に関する取組や学生受入方針に関する取組が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

2) 教育内容面での取組

教育目的及び目標に照らして，教育課程及び授業等の内容やその展開に必要な施設・設備の整備が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

3) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標に照らして，教育方法及び成績評価法やそれに沿った施設・設備の活用が，教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

4) 教育の達成状況

教育の達成状況から判断して，教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているか。

- ・教育目的及び目標が十分達成されている。
- ・教育目的及び目標がおおむね達成されているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標がかなり達成されているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標がある程度達成されているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

5) **学習に対する支援**

学習に必要な学生に対する支援が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

6) **教育の質の向上及び改善のためのシステム**

教育目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムが、どの程度機能しているか。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。
- ・向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが、改善の必要がある。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。
- ・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり、大幅な改善の必要がある。

評価の観点例及び根拠となるデータ等例

本資料は、機構の評価担当者が使用する「評価実施手引書」に記載されている評価の観点例等を参考資料として添付したものです。ここに記載されている観点例は、各評価項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示にすぎません。そこで、この参考資料の利用に当たっては、各学部、研究科において、これらの観点のすべてを用いる必要はなく、また、これら以外の観点を設定できることに留意してください。

- 評価実施手引書抜粋 -

1 教育の実施体制

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要である。

この項目では、教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備されているか、教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているか、について評価する。

なお、入試が全学規模で行われており、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に学部の関与が限られている場合にあっても、その学部の対応状況について評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学部、研究科共通）

- 【要素 1】教育実施組織の整備に関する取組状況
 - 学科・専攻の構成
 - 教育課程を編成・改善するための組織体制

教育方法等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）に取り組む組織体制

教育の実施状況や問題点を把握するための組織体制

教員の年齢構成，ジェンダー・バランスへの配慮（将来を見据えた取組も含む）

教員中の外国人や他校出身者の状況

教員の教育を支援するための体制

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生，教職員に対する周知の方法

学外者に対する公表の方法

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の明確な策定

求める学生像や学習経験，学生募集方法，入試の在り方等の記載内容

学生受入方針の学内外への周知・公表

・教職員に対する周知の方法

・学外への公表の方法

・受験者等の認識

アドミッション・ポリシーに従った学生受入方策

・多様な選抜方法の検討，導入

・学生受入方策を実施するための学内の体制

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

・教員の配置状況 ・教員の構成 ・学生受入方針（アドミッション・ポリシー）の明示されている刊行物 ・学生募集要項 ・入学者選抜要項 ・編入学・学士入学選抜要項 ・受験者数・合格者数・入学辞退者数 ・入学者の状況（例えば，社会人，留学生の人数） など

2 教育内容面での取組

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導を含む）の内容が、それらを十分に実現できる内容のものであるかについて評価する。

また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備されているかについても評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学 部）

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成

教養教育，専門基礎教育及び専門教育の配置

必修科目と選択科目のバランス

各領域との関連やバランス

授業時間外の学習時間を保証した教育課程の構成

国際性，人権，倫理等の内容を含む授業科目の多様性

他学部の授業科目の履修や他大学との単位互換

【要素2】授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための学部全体の取組

シラバスの内容と活用方法

授業内容改善のための学生による授業評価

各授業科目間の内容的な重複を避けるための調整

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況（施設・設備の活用については後出，3【要素3】）

講義，演習等に必要な施設・設備（機器），図書館等の整備

講義，演習等に必要な図書，視聴覚教材等の整備

情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア，教材等）の整備

（研究科）

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成

・修士課程（博士前期課程）における講義・演習の構成と配置

・研究領域と直接関連する科目と、近接する科目の講義・演習のバランス
研究者養成に必要な研究能力を養成する教育課程編成
高度職業人養成に必要な能力を養成する教育課程編成

【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

学生の研究に対する意欲を高めるような配慮（例えば、論文の機関誌への掲載など奨励制度）

指導教員の選定や研究課題の設定の際の指導

他の分野から新たに修士課程に入学してきた学生に対する教育上の配慮

大学院学生による教育補助（TA）の大学院教育の一環としての位置付け

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況（施設・設備の活用については後出、3【要素3】）

大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，演習室等（適切な広さと数，視聴覚教材など）の整備

図書など資料類の系統的な整備

情報ネットワークや情報サービス機器の整備

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・学生便覧
- ・履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの）
- ・シラバス
- ・受講学生数一覧（履修学生数，単位取得学生数）
- ・使用教科書及び教材
- ・学生による授業評価報告書
- ・外部検証（評価）報告書
- ・ガイダンス資料及び実施状況
- ・履修状況
- ・単位取得状況
- ・成績評価基準
- ・試験問題
- ・学習環境（講義・演習等に必要な施設・設備，図書館等）の整備状況（整備計画） など

3 教育方法及び成績評価面での取組

【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であるかについて評価する。また、授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に沿って施設・設備が適切に活用されているかについても評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学 部）

【要素1】授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

講義、演習、少人数教育などの各種授業形態のバランス
学生の理解度を高めるために、教材の活用や講義方法等の工夫
教室外での準備学習・復習などについて指示を与えるなど自主学習への配慮
学生の学習到達度の適宜な把握と活用
編入学生や留学生等に対する履修上の配慮
演習等の実施における配慮（実施時期・時間数、講義との関連）
専門教育に関連した情報機器の活用

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準の設定
成績評価の一貫性及び厳格性
学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組（知識、課題探求能力・課題解決能力の修得）

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況（施設・設備の整備については前出、2【要素3】）

講義、演習等に必要な施設・設備、図書館等の活用
講義、演習等に必要な図書、視聴覚教材等の活用
情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア、教材等）の活用

（研究科）

【要素1】授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

学位論文の作成等に対する指導
修士課程（博士前期課程）の講義・演習における指導

指導教員を決める際の指導

研究テーマの決定のプロセス，研究指導方法

教育補助（T A）の教育的機能

研究補助（R A）の教育的機能

学外での研究活動（学会発表，共同研究，研究調査）の指導

学生自身の将来に向けての方向付け，研究者としての自覚や意欲を支援する環境

【要素2】成績評価法に関する取組状況

修士課程（博士前期課程）における講義・演習に対する成績評価法

修士・博士の学位の授与方針・基準

学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組（知識，課題探求能力・課題解決能力の修得）

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況（施設・設備の整備については前出，2【要素3】）

授業や研究指導の教育方法等に沿った施設・設備の活用

大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，演習室，視聴覚教材等の活用
情報ネットワークや情報サービス機器の活用

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・シラバス ・ガイダンス資料及び実施状況 ・学生便覧
- ・履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの）
- ・学生による授業評価報告書 ・履修状況 ・単位取得状況 ・成績評価基準
- ・試験問題 ・学習環境（講義・演習等に必要な施設・設備，図書館等）の利用状況（利用計画） など

4 教育の達成状況

【評価の内容】

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要である。

この項目では、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学 部）

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
単位取得、進級、卒業及び資格取得などの各段階の状況からの判断
学生の授業評価結果等からみての判断

【要素2】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況
進学や就職などの卒業後の進路の状況からの判断

（研究科）

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
専攻分野における研究能力の形成面からの判断
高度な専門職業能力の形成面からの判断
修士・博士の学位の取得状況からの判断

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況
就職などの修了後の進路の状況などからの判断

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・学生（卒業生を含む）による教育評価報告書
- ・雇用主による卒業生の評価
- ・単位取得、進級、卒業（修了）、資格取得の状況
- ・学位授与状況
- ・就職状況等
- 進路データ など

5 学習に対する支援

【評価の内容】

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要がある。

この項目では、設定された教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や環境（施設・設備）が整えられ、効果的に活用されているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

（学部，研究科共通）

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンス

学習を進める上での相談・助言体制

多様な学生（編入学，留学生，社会人）に対する支援

法律相談などの課外活動や法律事務所等へのインターンシップなどに対する支援

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

学生が自主的に学習できるような環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等）の整備・活用

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

〔 ・各支援体制の整備状況 ・学習環境（施設・設備）の整備状況 など 〕

6 教育の質の向上及び改善のためのシステム (目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組み)

【評価の内容】

各学部，研究科においては，組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに，その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では，教育の実施状況や問題点を的確に把握し，学部，研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか，また，これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され，それが機能しているかについて評価する。

【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

(学部，研究科共通)

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織として教育活動を評価する体制
外部者による教育活動の評価
個々の教員の教育活動を評価する体制

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム
評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・各種委員会等のシステムの構成及び活動状況
- ・教員の講義負担に関するデータ
- ・関係諸規程
- ・自己点検，評価報告書
- ・外部検証（評価）報告書
- ・学生による授業評価等の実施状況
- ・教員組織，配置状況，教員人事の多様性（外国人，女性，他校出身者の割合等。将来を見据えた取組を含む）
- ・教員選考基準及び方法，公募状況 など

評価報告書イメージ (分野別教育評価「法学系」)

分野別教育評価報告書
 (法学系)

大学 部
 (大学院 学研究科)

 大学評価・学位授与機構

組織名

1. 大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

機構が行う評価について	分野別教育評価について
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-1-

組織名

1. 対象組織の現況及び特徴

(1) 現況	(2) 特徴
1) 機関名
.....
2) 学部(研究科)名
.....
3) 所在地
.....
4) 学科(課程)・専攻等構成
.....
5) 学生数及び教員数
.....

-2-

組織名

3. 教育目的及び目標

(1) 教育目的

1)
.....

2)
.....

(2) 教育目標

1)
.....

2)
.....

-3-

組織名

4. 評価項目ごとの評価結果

(1) 教育の実施体制

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-4-

組織名

(2) 教育内容面での取組

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-5-

組織名

(3) 教育方法及び成果面での取組

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-6-

組織名

(4) 教育の達成状況

目的及び目標に照ら した達成度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-7-

組織名

(5) 学習に対する支援

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-8-

組織名

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム
改善システムの機能の
状況

(要素ごとの記述)

----- (項目全体の水準が分かる
記述)

----- 特徴を記す改善等

-9-

組織名

5. 評価結果の概要

評価項目ごとの評価結果

(1)教育の実施体制 (4)教育の達成状況

(2)教育内容面での取組 (5)学習に対する支援

(3)教育方法及び評価
価値面での取組 (6)教育の質の向上及び改
善のためのシステム

-10-

組織名

6. 特記事項についての所見

対象組織の記述	機構の所見
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

-11-

組織名

7. 意見の申立て

1) 申立ての内容	2) 申立てへの対応
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

-12-

注) は、対象組織から提出された自己評価書等からの転載部分である。